

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画の認定に係る審査結果

～945MHzを超え960MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

総合通信基盤局

平成24年2月

3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請については、平成23年12月14日から平成24年1月27日までの申請期間中に、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社から申請があり、これらの4件の申請（KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、開設指針の規定に基づき、1の申請とみなす。）について、電波法第27条の13第4項及び3. 9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）の規定により、次のとおり審査を行う。

まず、申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果				
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の13第4項第1号）				
開設指針第1項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲				
特定基地局の範囲は、無線設備規則第49条の6の4、第49条の6の5又は第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備（当該無線設備の発射する電波の中継を行う同規則第49条の6に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次に規定する周波数を使用するものとする。（開設指針第1項）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、特定基地局として規定された技術基準を使用することとしているため適当と認められる。			
	無線設備規則第49条の6の4（W-CDMA）、第49条の6の5（HSPA+）及び第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。	無線設備規則第49条の6の4（W-CDMA）、第49条の6の5（HSPA+）及び第49条の6の9（LTE）に規定する技術基準に係る無線設備を使用。
開設指針第2項 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項 他				
1 特定基地局に使用させることとする周波数は、945MHzを超え960MHz以下の周波数とする。（開設指針第2項第1号） 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。（開設指針第2項第2号） 3 申請することができる周波数の帯域幅は、一五MHzとする。（開設指針第6項第3号（1））	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、945MHzを超え960MHz以下の周波数（周波数幅15MHz）及び全国の区域での使用を計画しているため適当と認められる。			
	1 希望する周波数の範囲 945MHzを超え960MHz以下 2 使用区域 全国	1 希望する周波数の範囲 945MHzを超え960MHz以下 2 使用区域 全国	1 希望する周波数の範囲 945MHzを超え960MHz以下 2 使用区域 全国	1 希望する周波数の範囲 945MHzを超え960MHz以下 2 使用区域 全国

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
開設指針第3項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項				
1 認定日から4年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て100分の50以上になるように特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第3項第1号） 2 認定日から7年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て100分の80以上になるように特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第3項第2号） 3 認定日から7年を経過した日の属する年度の末日までに、3.9世代移動通信システムの基地局※（特定基地局のうち無線設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備（占有周波数帯幅が10MHz以上のものに限る。）を使用するものをいう。以下同じ。）の運用を開始しなければならない。（開設指針第3項第3号）※以下「3.9世代基地局」と記載。	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、平成27年度末及び平成30年度末までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て、それぞれ50%以上及び80%以上となり、かつ、平成30年度末までに3.9世代基地局の運用を開始しているため適当と認められる。			
	1 特定基地局の運用開始 平成24年12月31日（HSPA+：5MHz幅） （平成25年3月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 平成24年11月30日（LTE：5MHz幅） （平成25年6月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 平成25年1月31日（LTE：5MHz幅） （平成25年3月サービス開始）	1 特定基地局の運用開始 平成24年7月25日（HSPA+：5MHz幅） （平成24年7月サービス開始）
	2 3.9世代基地局の運用開始 平成27年6月30日（LTE：10MHz幅） （平成27年12月サービス開始）	2 3.9世代基地局の運用開始 平成26年10月1日（LTE：10MHz幅） （平成27年4月サービス開始） ・平成27年12月から、キャリア・アグリゲーション機能により、既に運用しているLTE（5MHz幅）とLTE（10MHz幅）を併せて15MHz幅相当として運用。	2 3.9世代基地局の運用開始 平成27年4月（LTE：10MHz幅） （平成27年4月サービス開始） ・平成30年度から、LTE（15MHz幅）として運用。	2 3.9世代基地局の運用開始 平成26年4月（LTE：10MHz幅） （平成26年7月サービス開始）
	3 特定基地局の人口カバー率 各管内で50%達成…平成27年度 各管内で80%達成…平成29年度 全国の人口カバー率の推移（年度末） 平成24年 0.9% 平成29年95.7% 平成25年 8.0% 平成30年99.4% 平成26年27.2% 平成31年99.4% 平成27年62.6% 平成32年99.5% 平成28年73.0% 平成33年99.6% 平成34年99.7%	3 特定基地局の人口カバー率 各管内で50%達成…平成27年度 各管内で80%達成…平成29年度 全国の人口カバー率の推移（年度末） 平成24年 0.0% 平成29年90.2% 平成25年13.3% 平成30年98.0% 平成26年31.0% 平成31年98.0% 平成27年70.4% 平成32年98.0% 平成28年80.3% 平成33年98.0% 平成34年98.0%	3 特定基地局の人口カバー率 各管内で50%達成…平成27年度 各管内で80%達成…平成29年度 全国の人口カバー率の推移（年度末） 平成24年13.2% 平成29年90.4% 平成25年32.2% 平成30年98.2% 平成26年50.6% 平成31年99.1% 平成27年66.7% 平成32年99.3% 平成28年79.5% 平成33年99.3% 平成34年99.3%	3 特定基地局の人口カバー率 各管内で50%達成…平成26年度 各管内で80%達成…平成26年度 全国の人口カバー率の推移（年度末） 平成24年22.2% 平成29年99.9% 平成25年63.3% 平成30年99.9% 平成26年96.1% 平成31年99.9% 平成27年98.4% 平成32年99.9% 平成28年99.9% 平成33年99.9% 平成34年99.9%
開設指針第4項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項				
特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。（開設指針第4項）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、特定基地局の無線設備に対して、電波の能率的な利用を確保するために、適応多値変調及び空間多重技術を用いることとしているため適当と認められる。			
	・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術（2x2MIMO）を導入。	・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術（2x2MIMO）を導入。	・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術（2x2MIMO）を導入。	・適応多値変調を導入。 ・空間多重技術（2x2MIMO）を導入。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
開設指針第5項 終了促進措置に関する事項				
次の(A)から(C)までに掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。 (開設指針第5項第1号) (A) 950MHzを超え958MHz以下の周波数を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに特定小電力無線局 (B) 905MHzを超え915MHz以下の周波数を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(いずれもMCA陸上移動通信又はデジタルMCA陸上移動通信を行うものに限る。) (C) (B)の無線局の通信の相手方である無線局のうち850MHzを超え860MHz以下の周波数のみを使用する陸上移動中継局	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、終了促進措置を実施することとしているため適当と認められる。			
	1 RFID ・終了促進措置の実施完了時期 －関東・東海・近畿の各総合通信局管内…………平成26年度中 －四国・九州の各総合通信局管内…………平成27年度中 －上記以外の各総合通信局管内…………平成28年度中 ・特定小電力無線局のうち製造業者等が取付工事をするもの以外は、スケジュールに関わらず対応を随時実施。 2 MCA端末局 ・終了促進措置の実施完了時期 －関東・東海・近畿の各総合通信局管内…………平成26年度中 －北海道・信越・中国・四国・九州・沖縄の各総合通信局管内…………平成27年度中 －東北・北陸の各総合通信局管内…………平成28年度中 3 MCA制御局 ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成25年度中	1 RFID ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成26年度中(埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の各都府県内は、平成25年度末までに9割の実施を完了) 2 MCA端末局 ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成26年度中(関東・東海・近畿・九州の各総合通信局管内は、平成25年度末までに9割の実施を完了) 3 MCA制御局 ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成25年度中	1 RFID ・終了促進措置の実施完了時期 －埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫の各都府県内…………平成25年度中 －上記以外の各道県内…………平成26年度中 2 MCA端末局 ・終了促進措置の実施完了時期 －北海道・四国・九州・沖縄の各総合通信局管内…………平成26年度中 －上記以外の各総合通信局管内…………平成27年度中 3 MCA制御局 ・終了促進措置の実施完了時期 －北海道・四国・九州・沖縄の各総合通信局管内…………平成26年度中 －上記以外の各総合通信局管内…………平成27年度中	1 RFID ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成25年度中(平成24年度末までに4割の実施を完了) ・特定小電力無線局は平成29年度末まで申出に基づいて順次対応(平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了。) 2 MCA端末局 ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成25年度中(東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各総合通信局管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了) 3 MCA制御局 ・終了促進措置の実施完了時期 －全国…………平成25年度中

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
1 認定日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること。(開設指針第5項第4号(1))	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
2 認定日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を(A)及び(B)の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること。(開設指針第5項第4号(2))	いずれの申請者も、以下のように、認定後6か月以内に、終了促進措置の実施概要の周知を開始し、かつ、実施手順の通知を完了することとしているため適当と認められる。			
	1 実施概要の周知 認定後6か月以内に、製造業者等を通じた郵送のほか、CM（テレビ・ラジオ）、雑誌（専門誌・一般誌）、インターネット、チラシ・ポスター配布等により実施概要の周知を開始。	1 実施概要の周知 平成24年6月に、自社のウェブサイト及びMCA制御局の免許人・MCA販売総代理店・RFID製造業者等のウェブサイトや広報誌により実施概要の周知を開始。	1 実施概要の周知 認定後4か月以内に、インターネット、報道発表、業界雑誌への寄稿及び説明会の開催により実施概要の周知を開始。	1 実施概要の周知 認定後4か月以内に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。
	2 実施手順の通知 - 郵送により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内に完了。 - 実際概要の周知と同様の方法において実施手順の周知も実施。	2 実施手順の通知 - 平成24年6月から、書面により実施手順の通知を実施し、翌月末までに完了。 - 書面到着の確認及び通知内容の説明を電話により実施。	2 実施手順の通知 - 認定後4か月目から、郵送、電話、メール等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内に完了。 - 通知の実施状況が十分でない場合は、対象免許人等への訪問も実施。	2 実施手順の通知 認定後4か月以内に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内に完了。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
1 実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で協議を行うこと。（開設指針第5項第4号(3)） 2 対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。（開設指針第5項第4号(4)） 3 MCA制御局の免許人との間で、1に定める協議と同時に、当該免許人等が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局と(B)の無線局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。（開設指針第5項第4号(5)）	いずれの申請者も、以下のように、実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で事前に協議を実施することとしており、かつ、対象免許人等と協議を実施することとしているため適当と認められる。			
	1 周知・通知の事前協議 - RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 2 RFIDとの協議 - 平成24年9月から、終了促進措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を開始。 - 特定小電力無線局についても同様の協議を実施。ただし、小売り製品の利用者に対しては原則的に個別協議は実施しない。 3 MCA端末局との協議 - 平成24年9月から、終了促進措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を開始。 4 MCA制御局との協議 - 平成24年3月から5月までに、旧周波数を用いたサービスの終了時期、終了促進措置の内容及び実施時期並びに当該措置に係る費用負担の範囲等について協議を実施。	1 周知・通知の事前協議 - RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 2 RFIDとの協議 - 取換え範囲、内容、実施時期、費用等について協議を実施。 - 特定小電力無線局についても同様の協議を実施。 3 MCA端末局との協議 - 取換え範囲、内容、実施時期、費用等について協議を実施。 4 MCA制御局との協議 - 措置の内容、新規制御局の設置時期、費用負担の範囲・方法・時期、既存無線局のサービス終了時期その通知時期等について協議を実施。	1 周知・通知の事前協議 - RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 2 RFIDとの協議 - 実施方法（交換する装置とその工法、工事者、製造業者、スケジュール）、費用負担の範囲及び支払方法、装置の検収方法及び関連行政手続き、無線局の廃止又は電波の停止の確認方法その他関連する事項について協議を実施。 - 特定小電力無線局についても同様の協議を実施。 3 MCA端末局との協議 - 設備の交換可能時期、実施方法（交換する装置とその工法、工事者、製造業者、スケジュール）、費用負担の範囲及び支払方法、装置の検収方法及び関連行政手続き、無線局の廃止又は電波の停止の確認方法その他関連する事項について協議を実施。 4 MCA制御局との協議 - 新周波数への切替装置の開発とその工事及びスケジュール、当該切替に伴う費用負担の範囲及び支払方法並びに旧周波数の地域ごとの停止時期について協議を実施。	1 周知・通知の事前協議 - RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。 2 RFIDとの協議 - 認定後4か月以内に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を開始。 - 特定小電力無線局についても同様の協議を実施。 3 MCA端末局との協議 - 認定後4か月以内に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を開始。 4 MCA制御局との協議 - 認定後4か月以内に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を開始。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
1 申請者は、本開設指針の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第5項第5号(1))	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
2 認定開設者は、認定日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置すること。(開設指針第5項第5号(2))	いずれの申請者も、以下のように、終了促進措置の透明性の確保を図るための事項を遵守し、かつ、認定後1か月以内に窓口を設置することとしているため適当と認められる。			
	1 事前協議等の禁止 - 開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 窓口の設置 - 認定後1か月以内に電話及びメールによる専用窓口を設置。 - 終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を約40名体制で設置し、平成25年以降は約20名程度を維持。 - マニュアルによる社内研修等を実施。	1 事前協議等の禁止 - 開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 窓口の設置 - 認定後1か月以内に電話及びメールによる専用窓口を設置。 - 終了促進措置の実施に係る社内組織（開始時は5名体制で、平成24年5月までに73名に増員）の中で窓口を運営。 - 干渉調整、利用者対応等の経験者で構成。	1 事前協議等の禁止 - 開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 窓口の設置 - 認定後1か月以内に窓口を設置。 - 終了促進措置の実施に係る社内組織（開始時は5名体制で、41名に増員し、更に支援要員を最大150名（平成26年度）確保）の中で窓口を運営。 - 社内外の講師により対応訓練を実施。	1 事前協議等の禁止 - 開設指針に定められた事前協議の禁止に係る規定を遵守している旨を明記。 2 窓口の設置 - 認定後1か月以内に電話及びメールによる専用窓口を設置。 - 終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。 - マニュアル等による社内研修を実施。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル																																																																																																																																																																																															
開設指針別表第2（開設計画の認定の要件）																																																																																																																																																																																																			
1 全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の1）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適																																																																																																																																																																																															
	いずれの申請者も、以下のように、全ての都道府県の区域において特定基地局を整備する計画を有し、その根拠として詳細な設置計画が示されているため適当と認められる。																																																																																																																																																																																																		
	1 特定基地局の開設計画 ・全都道府県への特定基地局の開設…平成25年度 ・開設局数（屋外局）及び市町村数 <table><tr><th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr><tr><td>平成24年</td><td>1,002</td><td>130</td><td>10</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>3,693</td><td>356</td><td>73</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>6,416</td><td>583</td><td>213</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>9,052</td><td>732</td><td>355</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>11,222</td><td>1,113</td><td>484</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>13,619</td><td>1,575</td><td>1,203</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>14,384</td><td>1,616</td><td>1,500</td></tr><tr><td>平成31年</td><td>14,514</td><td>1,617</td><td>1,514</td></tr><tr><td>平成32年</td><td>14,651</td><td>1,620</td><td>1,535</td></tr><tr><td>平成33年</td><td>14,776</td><td>1,626</td><td>1,563</td></tr><tr><td>平成34年</td><td>14,894</td><td>1,626</td><td>1,575</td></tr></table>	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	1,002	130	10	平成25年	3,693	356	73	平成26年	6,416	583	213	平成27年	9,052	732	355	平成28年	11,222	1,113	484	平成29年	13,619	1,575	1,203	平成30年	14,384	1,616	1,500	平成31年	14,514	1,617	1,514	平成32年	14,651	1,620	1,535	平成33年	14,776	1,626	1,563	平成34年	14,894	1,626	1,575	1 特定基地局の開設計画 ・全都道府県への特定基地局の開設…平成26年度 ・開設局数（屋外局）及び市町村数 <table><tr><th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr><tr><td>平成24年</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>40</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>1,720</td><td>404</td><td>79</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>5,720</td><td>782</td><td>455</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>8,120</td><td>895</td><td>614</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>10,820</td><td>1,062</td><td>866</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>13,620</td><td>1,390</td><td>1,341</td></tr><tr><td>平成31年</td><td>15,420</td><td>1,409</td><td>1,341</td></tr><tr><td>平成32年</td><td>17,220</td><td>1,435</td><td>1,341</td></tr><tr><td>平成33年</td><td>19,020</td><td>1,456</td><td>1,341</td></tr><tr><td>平成34年</td><td>20,820</td><td>1,474</td><td>1,341</td></tr></table>	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	5	5	0	平成25年	40	30	20	平成26年	1,720	404	79	平成27年	5,720	782	455	平成28年	8,120	895	614	平成29年	10,820	1,062	866	平成30年	13,620	1,390	1,341	平成31年	15,420	1,409	1,341	平成32年	17,220	1,435	1,341	平成33年	19,020	1,456	1,341	平成34年	20,820	1,474	1,341	1 特定基地局の開設計画 ・全都道府県への特定基地局の開設…平成27年度 ・開設局数（屋外局）及び市町村数 <table><tr><th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr><tr><td>平成24年</td><td>2,000</td><td>28</td><td>28</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>5,397</td><td>56</td><td>56</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>9,395</td><td>131</td><td>130</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>13,314</td><td>281</td><td>276</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>17,164</td><td>521</td><td>507</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>21,017</td><td>903</td><td>875</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>24,879</td><td>1,733</td><td>1,687</td></tr><tr><td>平成31年</td><td>27,794</td><td>1,733</td><td>1,703</td></tr><tr><td>平成32年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr><tr><td>平成33年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr><tr><td>平成34年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr></table>	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	2,000	28	28	平成25年	5,397	56	56	平成26年	9,395	131	130	平成27年	13,314	281	276	平成28年	17,164	521	507	平成29年	21,017	903	875	平成30年	24,879	1,733	1,687	平成31年	27,794	1,733	1,703	平成32年	30,698	1,740	1,727	平成33年	30,698	1,740	1,727	平成34年	30,698	1,740	1,727	1 特定基地局の開設計画 ・全都道府県への特定基地局の開設…平成24年度 ・開設局数（屋外局）及び市町村数 <table><tr><th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr><tr><td>平成24年</td><td>15,618</td><td>1,617</td><td>755</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>27,334</td><td>1,690</td><td>1,205</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>36,128</td><td>1,731</td><td>1,676</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>39,154</td><td>1,742</td><td>1,699</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>40,626</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>41,134</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>41,642</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成31年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成32年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成33年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr><tr><td>平成34年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr></table>	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	15,618	1,617	755	平成25年	27,334	1,690	1,205	平成26年	36,128	1,731	1,676	平成27年	39,154	1,742	1,699	平成28年	40,626	1,746	1,733	平成29年	41,134	1,746	1,733	平成30年	41,642	1,746	1,733	平成31年	42,132	1,746	1,733	平成32年	42,132	1,746	1,733	平成33年	42,132	1,746	1,733	平成34年	42,132	1,746
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	1,002	130	10																																																																																																																																																																																																
平成25年	3,693	356	73																																																																																																																																																																																																
平成26年	6,416	583	213																																																																																																																																																																																																
平成27年	9,052	732	355																																																																																																																																																																																																
平成28年	11,222	1,113	484																																																																																																																																																																																																
平成29年	13,619	1,575	1,203																																																																																																																																																																																																
平成30年	14,384	1,616	1,500																																																																																																																																																																																																
平成31年	14,514	1,617	1,514																																																																																																																																																																																																
平成32年	14,651	1,620	1,535																																																																																																																																																																																																
平成33年	14,776	1,626	1,563																																																																																																																																																																																																
平成34年	14,894	1,626	1,575																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	5	5	0																																																																																																																																																																																																
平成25年	40	30	20																																																																																																																																																																																																
平成26年	1,720	404	79																																																																																																																																																																																																
平成27年	5,720	782	455																																																																																																																																																																																																
平成28年	8,120	895	614																																																																																																																																																																																																
平成29年	10,820	1,062	866																																																																																																																																																																																																
平成30年	13,620	1,390	1,341																																																																																																																																																																																																
平成31年	15,420	1,409	1,341																																																																																																																																																																																																
平成32年	17,220	1,435	1,341																																																																																																																																																																																																
平成33年	19,020	1,456	1,341																																																																																																																																																																																																
平成34年	20,820	1,474	1,341																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	2,000	28	28																																																																																																																																																																																																
平成25年	5,397	56	56																																																																																																																																																																																																
平成26年	9,395	131	130																																																																																																																																																																																																
平成27年	13,314	281	276																																																																																																																																																																																																
平成28年	17,164	521	507																																																																																																																																																																																																
平成29年	21,017	903	875																																																																																																																																																																																																
平成30年	24,879	1,733	1,687																																																																																																																																																																																																
平成31年	27,794	1,733	1,703																																																																																																																																																																																																
平成32年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
平成33年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
平成34年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	15,618	1,617	755																																																																																																																																																																																																
平成25年	27,334	1,690	1,205																																																																																																																																																																																																
平成26年	36,128	1,731	1,676																																																																																																																																																																																																
平成27年	39,154	1,742	1,699																																																																																																																																																																																																
平成28年	40,626	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成29年	41,134	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成30年	41,642	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成31年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成32年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成33年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成34年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																

↓



2 3.9世代基地局の開設計画 ・全都道府県への3.9世代基地局の開設…平成29年度 ・開設局数(屋外基地局)及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>5,340</td><td>408</td><td>197</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>10,176</td><td>974</td><td>435</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>13,619</td><td>1,575</td><td>1,203</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>14,384</td><td>1,616</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>14,514</td><td>1,617</td><td>1,514</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>14,651</td><td>1,620</td><td>1,535</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>14,776</td><td>1,626</td><td>1,563</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>14,894</td><td>1,626</td><td>1,575</td></tr> </tbody> </table> 3 屋外基地局以外の開設計画 ・将来的に屋内基地局及び陸上移動中継局の開設を検討。	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	0	0	0	平成25年	0	0	0	平成26年	0	0	0	平成27年	5,340	408	197	平成28年	10,176	974	435	平成29年	13,619	1,575	1,203	平成30年	14,384	1,616	1,500	平成31年	14,514	1,617	1,514	平成32年	14,651	1,620	1,535	平成33年	14,776	1,626	1,563	平成34年	14,894	1,626	1,575	2 3.9世代基地局の開設計画 ・全都道府県への3.9世代基地局の開設…平成27年度 ・開設局数(屋外基地局)及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>227</td><td>78</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>5,720</td><td>782</td><td>455</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>8,120</td><td>895</td><td>614</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>10,820</td><td>1,062</td><td>866</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>13,620</td><td>1,390</td><td>1,341</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>15,420</td><td>1,409</td><td>1,341</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>17,220</td><td>1,435</td><td>1,341</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>19,020</td><td>1,456</td><td>1,341</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>20,820</td><td>1,474</td><td>1,341</td></tr> </tbody> </table> 3 屋外基地局以外の開設計画 ・エリア拡充等のため、屋内基地局及び陸上移動中継局を開設する場合がある。	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	0	0	0	平成25年	0	0	0	平成26年	227	78	0	平成27年	5,720	782	455	平成28年	8,120	895	614	平成29年	10,820	1,062	866	平成30年	13,620	1,390	1,341	平成31年	15,420	1,409	1,341	平成32年	17,220	1,435	1,341	平成33年	19,020	1,456	1,341	平成34年	20,820	1,474	1,341	2 3.9世代基地局の開設計画 ・全都道府県への3.9世代基地局の開設…平成28年度 ・開設局数(屋外基地局)及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>7,363</td><td>117</td><td>113</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>17,164</td><td>521</td><td>507</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>21,017</td><td>903</td><td>875</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>24,879</td><td>1,733</td><td>1,687</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>27,794</td><td>1,733</td><td>1,703</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>30,698</td><td>1,740</td><td>1,727</td></tr> </tbody> </table> 3 屋外基地局以外の開設計画 ・エリア拡充等のため、屋内基地局及び陸上移動中継局を開設する場合がある。	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	0	0	0	平成25年	0	0	0	平成26年	0	0	0	平成27年	7,363	117	113	平成28年	17,164	521	507	平成29年	21,017	903	875	平成30年	24,879	1,733	1,687	平成31年	27,794	1,733	1,703	平成32年	30,698	1,740	1,727	平成33年	30,698	1,740	1,727	平成34年	30,698	1,740	1,727	2 3.9世代基地局の開設計画 ・全都道府県への3.9世代基地局の開設…平成26年度 ・開設局数(屋外基地局)及び市町村数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度末</th><th>開設無線局数</th><th>設置済市町村数</th><th>カバー済市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>15,618</td><td>1,617</td><td>755</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>27,334</td><td>1,690</td><td>1,205</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>40,626</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>41,134</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>41,642</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成31年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成32年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成33年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>平成34年</td><td>42,132</td><td>1,746</td><td>1,733</td></tr> </tbody> </table> 3 屋外基地局以外の開設計画 ・平成34年度までに、HSPA+方式及びLTE方式に対応した屋内基地局を2,610局開設。 ・エリア拡充等のため、陸上移動中継局を開設する場合がある。	年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数	平成24年	0	0	0	平成25年	0	0	0	平成26年	15,618	1,617	755	平成27年	27,334	1,690	1,205	平成28年	40,626	1,746	1,733	平成29年	41,134	1,746	1,733	平成30年	41,642	1,746	1,733	平成31年	42,132	1,746	1,733	平成32年	42,132	1,746	1,733	平成33年	42,132	1,746	1,733	平成34年	42,132	1,746	1,733
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成25年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成26年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成27年	5,340	408	197																																																																																																																																																																																																
平成28年	10,176	974	435																																																																																																																																																																																																
平成29年	13,619	1,575	1,203																																																																																																																																																																																																
平成30年	14,384	1,616	1,500																																																																																																																																																																																																
平成31年	14,514	1,617	1,514																																																																																																																																																																																																
平成32年	14,651	1,620	1,535																																																																																																																																																																																																
平成33年	14,776	1,626	1,563																																																																																																																																																																																																
平成34年	14,894	1,626	1,575																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成25年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成26年	227	78	0																																																																																																																																																																																																
平成27年	5,720	782	455																																																																																																																																																																																																
平成28年	8,120	895	614																																																																																																																																																																																																
平成29年	10,820	1,062	866																																																																																																																																																																																																
平成30年	13,620	1,390	1,341																																																																																																																																																																																																
平成31年	15,420	1,409	1,341																																																																																																																																																																																																
平成32年	17,220	1,435	1,341																																																																																																																																																																																																
平成33年	19,020	1,456	1,341																																																																																																																																																																																																
平成34年	20,820	1,474	1,341																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成25年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成26年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成27年	7,363	117	113																																																																																																																																																																																																
平成28年	17,164	521	507																																																																																																																																																																																																
平成29年	21,017	903	875																																																																																																																																																																																																
平成30年	24,879	1,733	1,687																																																																																																																																																																																																
平成31年	27,794	1,733	1,703																																																																																																																																																																																																
平成32年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
平成33年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
平成34年	30,698	1,740	1,727																																																																																																																																																																																																
年度末	開設無線局数	設置済市町村数	カバー済市町村数																																																																																																																																																																																																
平成24年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成25年	0	0	0																																																																																																																																																																																																
平成26年	15,618	1,617	755																																																																																																																																																																																																
平成27年	27,334	1,690	1,205																																																																																																																																																																																																
平成28年	40,626	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成29年	41,134	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成30年	41,642	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成31年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成32年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成33年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																
平成34年	42,132	1,746	1,733																																																																																																																																																																																																

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
2 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠を有していること。 (開設指針別表第2の2)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、特定基地局について、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期等が示されているほか既存の携帯電話事業での実績も有しているため適当と認められる。			
	1 設置場所の確保 - 設置場所確保による新設により対応。(一部(約2,400局)は既設基地局へ併設を実施。) - 過去に年間約5,500局の新設実績あり。 - 無線設備の小型軽量化を実現しており、容易に併設が可能な環境を整備済み。 2 無線設備の調達 900MHz帯HSPA+設備については、開発は既に完了しており、平成24年12月の運用開始に間に合うよう調達が可能。 900MHz帯LTE設備については、HSPA+設備への一部設備追加等により対応が可能であり、平成26年末までに開発を完了し、平成27年度から調達。 3 業者との協力体制 - 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用(開設計画と同等規模の基地局工事実績あり)。	1 設置場所の確保 - 既設基地局への併設により対応。(併設が耐荷重やスペース面で不可能な場合に新設を実施。) - 平成24年4月以降に撤去するPDC基地局(約17,000局)のスペースを主に利用。 - 既設無線設備の軽量化や省スペース化等により、経済的な併設を実施。 2 無線設備の調達 900MHz帯LTE設備については、既存LTE設備の技術をもとに、無線部分の置き換えで対応可能であり、運用開始時期までに導入が可能。 3 業者との協力体制 - 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用(開設計画と同等規模の基地局工事実績あり)。	1 設置場所の確保 - 既設基地局への併設により対応。(併設が耐荷重やスペース面で不可能な場合に新設を実施。) - 平成24年7月以降に撤去するcdmaOne等の基地局(約15,000局)のスペースを主に利用。 - 特定基地局設備の軽量化や省スペース化等により、併設条件のを最小化を実施。 2 無線設備の調達 900MHz帯LTE設備については、平成24年3月までに調達先を決定するとともに、既存LTE設備の調達先との共同開発実績を活用し、短期間での導入が可能。 3 業者との協力体制 - 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用(開設計画と同等規模の基地局工事実績あり)。	1 設置場所の確保 - 既設基地局への併設(約22,000局)と、設置場所確保による新設(約20,000局)により対応。 - 新設設置場所の選定は完了し、地権者との交渉に着手済み(約5,000箇所について内諾済み)。 - 既設無線設備の空きスペース利用、及び、設備の小型軽量化等により、併設時の設置スペースの増加を抑制。 2 無線設備の調達 900MHz帯HSPA+設備については、ベンダとの具体的な調達内容について協議を進めており、速やかな調達が可。 900MHz帯LTE設備については、HSPA+設備への一部設備追加等により対応が可能であり、平成25年度より調達を実施。 3 業者との協力体制 - 既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用(開設計画と同等規模の基地局工事実績あり)。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。 (開設指針別表第2の3)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、技術的な検討、実験、標準化等の実績等を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として現行サービスの設備・要員の活用やその他方法について具体的に示されているため適当と認められる。			
	1 技術検討・実験・標準化等 ・HSPA+技術について、既存周波数帯でサービス運用実績を有する。 ・LTE技術について、既存周波数帯を含めて実証実験を行った実績を有する。 ・900MHz帯HSPA+設備については平成24年4月から、900MHz帯LTE設備については平成26年10月からそれぞれ実証実験を開始する予定。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 ・LTE技術について、既存周波数帯でサービス運用実績を有する。 ・900MHz帯LTE設備については、平成24年度から実証実験を開始する予定。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 ・LTE技術について、既存周波数帯で実証実験を行った実績を有する。 ・900MHz帯LTE設備については、平成24年度に5MHz幅、平成26年度に10MHz幅及び15MHz幅での実証実験をそれぞれ開始する予定。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。	1 技術検討・実験・標準化等 ・HSPA+技術について、既存周波数帯でサービス運用実績を有する。 ・LTE技術について、既存周波数帯を含めて実証実験を行った実績を有する。 ・900MHz帯HSPA+設備については、実証実験を既に実施している。 ・標準化団体等における移動通信システムの活動実績を有し、引き続き活動を行う予定。
	2 電気通信設備の調達・工事 ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、利用者の増加等に伴い増設を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増速を実施するほか、新規回線調達を実施。 ・端末設備については、複数のベンダからの調達を実施。既に900MHz帯対応の端末は海外では広く利用されていることから、平成24年度中に端末の開発を実施。LTE対応端末については、平成26年度末までに製品化。	2 電気通信設備の調達・工事 ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、VoLTE導入や関門装置のIP化に伴い設備変更を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増速を実施。 ・端末設備については、複数のベンダからの調達を実施し、当該ベンダの一部が既に海外向けに900MHz帯LTE端末を販売していることから短期間での調達を実施。	2 電気通信設備の調達・工事 ・交換設備は、現行サービス等のものを活用するほか、トラヒック増加等に伴い増設を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増速を実施。 ・端末設備については、複数のベンダからの調達を実施し、既存周波数帯でのLTE端末の開発実績を活用し、平成24年度中に5MHz幅、平成26年度中に10MHz幅及び15MHz幅に対応した端末の開発を実施。	2 電気通信設備の調達・工事 ・交換設備は、現行サービスのものを活用するほか、トラヒック増加等に伴い増設を実施。 ・伝送路設備は、現行サービス回線を活用可能なものには重畳し、必要に応じて増速を実施するほか、新規回線調達を実施。 ・端末設備については、既存端末で既に900MHz帯に対応しているものを技術基準適合証明の取得等により活用するほか、複数のベンダからの調達を実施し、平成24年度中に製品化。LTE対応端末については、平成26年度からのサービス提供に向け技術検証を実施。



	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応し、特定基地局の開設に併せ技術要員の増員（自社及び業務委託）を実施。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮し、現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ cdmaOneサービス等の終了に伴う稼働減少や保守効率化等を考慮し、現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応。	3 電気通信設備の運用・保守 ・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応し、基地局数増加に応じて体制見直しを実施。
--	---	--	--	--

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の4)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として現行サービスに従事する要員を主として運用を実施する等の方法が示されているため適当と認められる。			
	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・有資格者の積極採用及び社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。 2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・有資格者の積極採用及び社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮し現状規模を維持。 2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・従事者に対し、訓練や研修等を実施する。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者の効率的な配置により特定基地局を運用。 ・講習会等により更なる増員を図る。 2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・講習会等により更なる増員を図る。	1 無線従事者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・資格取得支援制度等により更なる増員を図る。 2 電気通信主任技術者 ・現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用。 ・資格取得支援制度等により更なる増員を図る。
5 天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。(開設指針別表第2の5)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	いずれの申請者も、以下のように、災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画を有し、その根拠として既に当該計画を順次実施又は実施の検討を行っているため適当と認められる。			
	・災害時等に大ゾーン化して広域をカバーすることができる基地局を設置し、蓄電池の長時間化等を実施。 ・都道府県庁等中核的拠点に係る基地局バッテリーを長時間化及び伝送路回線の冗長化を実施。 ・自然エネルギー（太陽光等）を利用した基地局向け電源設備を導入し、検証を実施。 ・災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発。	・車載型基地局を増強。 ・大ゾーン基地局（災害時等に広域をカバーする基地局）を新たに設置し、無停電対策や伝送路二重化等を実施。 ・非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線を配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 ・重要設備の地理的な分散を実施。 ・交換機の多重構成を実施。 ・災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発。	・車載型基地局を増強し、可搬型基地局を新たに配備。 ・非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線を増強。 ・移動電源車及び非常用発電機を増強。 ・VoLTE導入の際は、災害時等に特定サービスのパケットを優先転送する機能（SSAC）を具備。 ・複数の給油会社と優先給油契約を締結。 ・監視拠点のバックアップ体制を構築し、地域保守拠点ごとに監視を実施可能な体制を整備。	・車載型基地局を増強し、可搬型基地局を新たに配備。 ・都道府県庁等重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化。 ・燃料貯蔵施設を新設し、タンクローリーを新たに配備し、非常用小型発電機を増強。 ・保守運用拠点を増設し、災害用資材等のための倉庫を新設。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
6 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。（開設指針別表第2の6）	評価：適 いずれの申請者も、以下のように、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画であるため適当と認められる。 1 設備投資（平成34年度までの累計） ・900MHz帯の基地局設備…約1,442億円 2 資金調達 ・優先株式…2,100億円（引き受けについてコミットメント・レターあり） ・銀行借入…1,800億円（関心表明書あり） ・端末割賦販売（リース会社へ端末の売却と割賦購入による調達）…1,233億円（関心表明書あり） ・ECA（公的輸出信用機関）ファイナンス…416億円（関心表明書あり） 3 損益（移動体通信事業） ・認定の有効期間中（平成34年度まで）のいずれの年度においても、当期損益は黒字である。	評価：適 いずれの申請者も、以下のように、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画であるため適当と認められる。 1 設備投資（平成34年度までの累計） ・900MHz帯の基地局設備…約2,313億円 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約3兆8,132億円（平成23年度第2四半期報告書により確認）） 3 損益（移動体通信事業） ・認定の有効期間中（平成34年度まで）のいずれの年度においても、営業損益は黒字である。	評価：適 いずれの申請者も、以下のように、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画であるため適当と認められる。 1 設備投資（平成34年度までの累計） ・900MHz帯の基地局設備…約2,536億円 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約1兆8,125億円（KDDI）及び436億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成23年度第2四半期報告書により確認）） 3 損益（移動体通信事業） ・認定の有効期間中（平成34年度まで）のいずれの年度においても、当期損益は黒字である。	評価：適 いずれの申請者も、以下のように、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画であるため適当と認められる。 1 設備投資（平成34年度までの累計） ・900MHz帯の基地局設備…約8,207億円 2 資金調達 ・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金…約6,704億円（平成22年度有価証券報告書により確認）） ・親会社貸付…3,000億円（親会社の預金等残高証明書及び貸付に関する取締役会議事録あり） ・設備ファイナンス…約978億円（関心表明書あり） 3 損益（移動体通信事業） ・認定の有効期間中（平成34年度まで）のいずれの年度においても、当期損益は黒字である。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
7 法令遵守のための体制の整備、平成16年総務省告示第695号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針別表第2の7）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
いずれの申請者も、以下のように、法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規定等の添付もあるため適当と認められる。				
	1 コンプライアンス体制 - 社内委員会、相談窓口を設置。 - 社内規程、運用手引を策定（申請書に添付）。 - 社員、業務委託先等に教育、研修等を実施。 - 反社会勢力への対応についても社内規定を策定。	1 コンプライアンス体制 - 社内委員会、相談窓口を設置。 - 社内規程、運用細則を策定（申請書に添付）。 - 社員、業務委託先等に研修、冊子配付等を実施。 - 内部者取引防止及び公正競争についても社内規定を策定。	1 コンプライアンス体制 - 社内委員会、相談窓口を設置。 - 行動指針を策定（申請書に添付）。 - 社員に教育、研修等を実施、グループ会社についても同様の措置を実施。 - 公益通報についても社内規定を策定。	1 コンプライアンス体制 - CCO（最高コンプライアンス責任者）を選任、相談窓口を設置。 - 社内規程、運用手引を策定（申請書に添付）。 - 社員に研修、教育等を実施。 - 反社会勢力への対応についても社内規定を策定。
	2 個人情報保護の体制 - 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 - 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。	2 個人情報保護の体制 - 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 - 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。	2 個人情報保護の体制 - 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 - 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。	2 個人情報保護の体制 - 個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定（申請書に添付）。 - 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施。
	3 苦情・問合せ処理等の体制 - カスタマーセンター及びイー・モバイルショップ（68店。平成26年度には400店。）等に対応。 - オペレータのモニタリング、トレーニング等を実施。 - 不正契約防止、振り込め詐欺防止への取組みも実施。	3 苦情・問合せ処理等の体制 インフォメーションセンター（約1,600名体制）及びドコモショップ（2,390店）等に対応。	3 苦情・問合せ処理等の体制 お客さまセンター（約1,200ブース体制）、及び、自動音声・Webによる無人対応等に対応。	3 苦情・問合せ処理等の体制 - カスタマーサポート拠点（約3,400名（非受電含む。）体制）等に対応。 - 販売代理店での苦情等に対応するケアセンターを設置。 - オペレータへの教育、研修等を実施。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
8 既存の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。 (開設指針別表第2の8)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
いずれの申請者も、以下のように、混信等の防止に係る対応を行う窓口の設置及び協議の実施等の干渉改善措置を実施する計画を有し、その根拠として既存の携帯電話事業での実績も有しているため適当と認められる。				
	- 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（空中線の指向性調整）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 - 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。	- 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 - 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。	- 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所）を実施。 - フィルタ（特定基地局側又は被干渉局側）の追加を実施。 - 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。	- 干渉調整の窓口（総合調整窓口及び無線局個別の調整窓口）を通して調整を実施。 - サイトエンジニアリング（基地局設置場所、空中線種別、空中線設置位置・指向方向の調整等）を実施。 - フィルタ（特定基地局側（標準施行）又は被干渉局側）の追加を実施。 - 技術基準より更にスプリアス特性が低い無線設備を導入。 - 被干渉又は与干渉となる他の無線局の周辺を物理的又は電磁的遮蔽物でシールド。 - 以上の事項について、既存の携帯電話事業での実績あり。
9 負担可能額が1,200億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。(開設指針別表第2の9)	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
いずれの申請者も、以下のように、負担可能額は1,200億円以上であり、当該資金を確実に確保する方法を示しているため適当と認められる。				
	1 負担可能額 2,109.04億円 2 資金の確保 - 現預金…約378億円（預金等残高証明書あり） - 優先株式…2,100億円（引き受けについてコミットメント・レターあり）	1 負担可能額 2,100億円 2 資金の確保 利益剰余金…約3兆8,132億円（平成23年度第2四半期報告書により確認）	1 負担可能額 2,100億円 2 資金の確保 利益剰余金…約1兆8,125億円（KDDI）及び436億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成23年度第2四半期報告書により確認）	1 負担可能額 2,122.5億円 2 資金の確保 - 利益剰余金…約6,704億円（平成22年度有価証券報告書により確認） - 親会社貸付…3,000億円（親会社の預金等残高証明書及び貸付に関する取締役会議事録あり）

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
10 申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（第4項に掲げる事項を除く。）。（開設指針別表第2の10）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
いずれの申請者も、以下のように、電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画を有し、その根拠として導入に関する技術的説明が付されているため適当と認められる。				
	・小セル化、6セクタ化を実施。 ・VoLTE（Voice over LTE）の導入について検討。 ・既存周波数と併せたロードバランス（負荷分散）制御を実施。 ・セル間干渉制御を実施。 ・自己組織ネットワーク機能を導入。	・小セル化、6セクタ化を実施。 ・VoLTE（Voice over LTE）の導入について検討。 ・キャリアアグリゲーション（LTE搬送波を複数同時に使用する技術）を導入。 ・基地局エリアの最適化を実施。	・小セル化を実施。 ・VoLTE（Voice over LTE）の導入について検討。 ・キャリアアグリゲーション（LTE搬送波を複数同時に使用する技術）の導入について検討。 ・ヘテロジニアスネットワーク（大小の基地局を組み合わせる技術）を導入。 ・フェムトセル基地局の活用。	・小セル化、6セクタ化を実施。 ・VoLTE（Voice over LTE）の導入について検討。 ・既存周波数と併せたロードバランス（負荷分散）制御を実施。 ・基地局エリアの最適化を実施。 ・フェムトセル基地局の活用。
11 申請者が次の要件を満たしていること。（開設指針別表第2の11） ○申請者が、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 ○申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。 ○申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 ○申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者により議決権の3分の1以上を保有される者、申請者の議決権を3分の1以上保有する者及び申請者の議決権を3分の1以上保有する者により議決権の3分の1以上を保有される者（申請者を除く。）（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、1の者により議決権の3分の1以上を保有される者が議決権の3分の1以上を保有する者は当該1の者により議決権の3分の1以上を保有される者と、1の者の議決権を3分の1以上保有する者の議決権を3分の1以上保有する者は当該1の者の議決権を3分の1以上保有する者と順次みなす。	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
いずれの申請者も、以下のように、申請者に関する要件を満たしているため適当と認められる。				
	・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。	・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。	・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。	・申請者は、本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではない。 ・申請者は法人であり、申請者の役員は本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていない。 ・申請者は法人であり、申請者と議決権が3分の1以上の関係にある者は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていない。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
電波法第27条の13第4項				
開設計画が確実に実施される見込みがあること。（電波法第27条の13第4項第2号）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	以上のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されており確実に実施される見込みがあるため適当と認められる。			
開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。（電波法第27条の13第4項第3号）	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
	開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、945MHzを超え960MHz以下の周波数の使用を希望しており、当該周波数は平成24年7月25日以降に割当てが可能となるため適当と認められる。			

以上のように、いずれの申請者も絶対審査基準の各項目に適合していることから、絶対審査基準を満たしている申請の数は4となり、開設指針第6項第4号の規定により、当該申請の全てに対して競願時審査基準（開設指針別表第3の審査基準）を順に適用し、次ページ以降のとおり審査を行う。

競願時審査基準の第1基準（開設指針別表第3の1の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準（第1基準） 審査結果				
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
負担可能額（当該負担可能額に10億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、2,100億円を超える額があるときはその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。（開設指針別表第3の1）	評価：同率1位（2,100億円）	評価：同率1位（2,100億円）	評価：同率1位（2,100億円）	評価：同率1位（2,100億円）
	いずれの申請者も、以下のように、負担可能額として記載した金額の全額を確実に確保することが可能であり、2,100億円を超える額を控除したとき、いずれの申請者の負担可能額も2,100億円となることから、いずれの申請も優劣が判断できない。			
	1 負担可能額 2,109.04億円 2 資金の確保 ・現預金…約378億円（預金等残高証明書あり） ・優先株式…2,100億円（引き受けについてコミットメント・レターあり）	1 負担可能額 2,100億円 2 資金の確保 ・利益剰余金…約3兆8,132億円（平成23年度第2四半期報告書により確認）	1 負担可能額 2,100億円 2 資金の確保 ・利益剰余金…約1兆8,125億円（KDDI）及び436億円（沖縄セルラー電話）（いずれも平成23年度第2四半期報告書により確認）	1 負担可能額 2,122.5億円 2 資金の確保 ・利益剰余金…約6,704億円（平成22年度有価証券報告書により確認） ・親会社貸付…3,000億円（親会社の預金等残高証明書及び貸付に関する取締役会議事録あり）

以上のように、いずれの申請者も絶対審査基準の第1基準において優劣が判断できないため、第2基準（開設指針別表第3の2の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準（第2基準） 審査結果				
	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
認定日から7年を経過した日の属する年度の末日の、全国の3.9世代移動通信システムの基地局の人口カバー率を100分の5で除した値（1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）がより大きいこと。（開設指針別表第3の2）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）	評価：同率1位（95%を超え100%以下）
	いずれの申請者も、以下のように、平成30年度末の全国の3.9世代移動通信システムの基地局の人口カバー率が95%を超え100%以下の範囲に収まることから、いずれの申請も優劣が判断できない。			
	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成24年 0.0% 平成30年99.4% 平成25年 0.0% 平成31年99.4% 平成26年 0.0% 平成32年99.5% 平成27年42.0% 平成33年99.6% 平成28年68.9% 平成34年99.7% 平成29年95.7%	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成24年 0.0% 平成30年98.0% 平成25年 0.0% 平成31年98.0% 平成26年 0.0% 平成32年98.0% 平成27年70.4% 平成33年98.0% 平成28年80.3% 平成34年98.0% 平成29年90.2%	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成24年 0.0% 平成30年98.2% 平成25年 0.0% 平成31年99.1% 平成26年 0.0% 平成32年99.3% 平成27年39.7% 平成33年99.3% 平成28年79.5% 平成34年99.3% 平成29年90.4%	1 3.9世代基地局の人口カバー率 全国の人口カバー率の推移(年度末) 平成24年 0.0% 平成30年99.9% 平成25年 0.0% 平成31年99.9% 平成26年22.2% 平成32年99.9% 平成27年63.3% 平成33年99.9% 平成28年99.9% 平成34年99.9% 平成29年99.9%

以上のように、いずれの申請者も絶対審査基準の第2基準において優劣が判断できないため、第3基準（開設指針別表第3の3の審査基準）について次のとおり審査を行う。

競願時審査基準の第3基準は、次の3つの基準への適合の度合いが高いこと（開設指針別表第3の3）が審査基準とされており、以下の基本方針及び審査方法により審査を行うこととする。

【基準A】終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の1）

【基準B】本開設指針又は平成21年総務省告示第248号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の2（1））

【基準C】申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。（開設指針別表第3の3の2（2））

<基本方針>

○審査の透明性・客観性を確保する観点から、基準Aから基準Cまでの各基準への適合度合いを点数化し、基準の適合の度合いはその合計点数の高低により判断する。

○基準Aから基準Cまでの各基準は、電波の有効利用促進の観点からいずれも重要であり、基準間の重みづけは行わず、配点は均等とする。

○基準A及び基準Bの審査は、計画の記載内容が申請者ごとに異なるため、対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）により実施。

○基準Cの審査は、開設指針に規定された事項（割当周波数帯の差異及び割当周波数幅に対する契約数の程度）について一定の事実に対する該当性により評価することとする。なお、申請が全て既存事業者であることから、新規参入者を対象とした審査項目（割当周波数帯の有無）は設けないこととする。

<審査方法及び配点>

基準A	対策及び体制に関する計画を有していること	1点	4点満点
	他の3者よりも計画が優位※であること	3点	
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
	他の1者よりも計画が優位※であること	1点	
	※対策と体制の観点から評価		
基準B	MVNO（仮想移動体通信事業者）への提供に関する計画を有していること	1点	4点満点
	他の3者よりも計画が優位※であること	3点	
	他の2者よりも計画が優位※であること	2点	
	他の1者よりも計画が優位※であること	1点	
	※方法の多様性と対象の多数性の観点から評価		
基準C	割り当てる周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと	2点	4点満点
	割当済周波数幅に対する契約数の割合が大きいこと	2点	

競願時審査基準（第3基準） 審査結果

基準 A					
		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
		評価：1点	評価：1点	評価：1点	評価：1点
終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。（開設指針別表第3の3の1）		いずれの申請者も、以下のように、終了促進措置について、迅速な合意形成の対策及び円滑な実施体制の整備に関する計画を有している。			
		1 対策の観点での記載事項 - 対象免許人等と既に一定の関係を築いているシステムインテグレータ（SIer）及びMCA端末局の販売代理店を仲介業者として活用。 - テレビ・ラジオでのCM、郵送通知の2回実施等の周知・通知により迅速な協議を実施。 - 終了促進措置の条件については仲介業者の支援の下で対象免許人等と協議し、その措置の費用については、（標準的なケースでは）仲介業者と協議して決定し、費用と条件の協議を分離。 - 終了促進措置の実施に係る費用について標準的な単価（全体の8～9割が合意できる水準）を定め料金表を策定。標準単価で対応できない場合の個別見積りフローや、対象免許人等が移行条件について合意できない場合の個別ソリューションフロー等についても詳細に規定。 - 仲介業者との間の終了促進措置の実施に係る委託契約書、対象免許人等との間の移行条件に関する説明書兼確認書（それぞれ素案の添付あり。）を用意・提示して協議。	1 対策の観点での記載事項 終了促進措置の実施に当たっては、MCA制御局の免許人、MCA端末局販売店、MCA製造業者、RFID製造業者等の協力を得ながら実施。	1 対策の観点での記載事項 - RFID製造業者等、販売店、実務経験者等からなる「RFID移行促進連絡会」を各地方の事務所ごとに、MCA制御局の免許人、MCA製造業者、販売業者等からなる「MCA移行促進連絡会」を東京に設置。 - 当該連絡会において、新周波数に対応した装置の提供時期や移行状況の把握、対象免許人等への情報提供、合意形成ノウハウの共有等を実施。	1 対策の観点での記載事項 - 認定後1か月以内に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。 - MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。 - MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。 - MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。
↓	↓				



2 体制の観点での記載事項 ・「終了促進センター」を設置し、社員及び工事会社等の協力会社への業務委託により、最大422名の体制を構築。 ・同センター内では、個別見積り等に対応する要員を各総合通信局管内の拠点等に配置するほか、個別ソリューションの検討や事例共有を行う「個別ソリューショングループ」を設置。 ・「終了促進監査室」を社内の別組織として設置し、「終了促進センター」の業務を監督し、終了促進措置全体のリスクマネジメントを担当。 ・作業遅滞が発生した場合の補充要員として社内で100名を確保。 ・独立した組織として「一般社団法人900MHz利用者支援センター」を設置し、質問・相談等に回答・助言を行い、苦情申し立てがあった場合は確認の上で社内組織（終了促進監査室）に対して是正勧告を行うほか、弁護士団体との提携を通じて斡旋人・調停人・仲裁人の候補として弁護士を紹介。	2 体制の観点での記載事項 ・平成24年5月末までに専担組織8名とグループ会社（業務委託を締結）65名の計73名の要員を組織。（窓口と共用） ・専担組織にて、実施体制構築や実施方法の詳細策定、MCA制御局の免許人等との調整を実施。	2 体制の観点での記載事項 ・計41人の要員により全国12か所に事務所を設置し、専門スタッフ（派遣社員等の雇用形態も含む。）最大150名を作業量に応じ地方へ配置。（窓口と共用）	2 体制の観点での記載事項 ・認定後1か月以内に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。 ・当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。
3 その他の記載事項 ・上記の他、RFID（パッシブ型）、RFID（アクティブ型）、MCAのそれぞれについて、協議の段階ごとに、業務体制、作業フローや課題、その対策等を詳細に記載。	3 その他の記載事項 ・上記の他、MCA制御局、MCA端末局、RFID（パッシブ型）及びRFID（アクティブ型）のそれぞれについて、スケジュール、協議開始から実施完了までの具体的な内容等を記載。	3 その他の記載事項 ・上記の他、RFID及びMCAのそれぞれについて、実行スケジュールと具体的対応方法等を記載。	3 その他の記載事項 ・上記の他、RFID（構内無線局・簡易無線局）、RFID（特定小電力無線局）、MCAのそれぞれについて、移行方法、協議・合意のフロー等を記載。

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
他の者よりも計画が優位であること	評価：3点	評価：0点	評価：1点	評価：2点
	対抗的な審査（2者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。 ・イー・アクセスは、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの3者よりも計画が優位。 ・ソフトバンクモバイルは、エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI／沖縄セルラー電話の2者よりも計画が優位。 ・KDDI／沖縄セルラー電話は、エヌ・ティ・ティ・ドコモの1者よりも計画が優位。			
	イー・アクセス & エヌ・ティ・ティ・ドコモ	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、イー・アクセスは、費用と条件の協議を分離し、（料金表の価格が実費を超える場合の処理について費用負担の公正性の観点からの検討が必要であるものの）料金表等を仲介業者に提示して定型的な費用負担の処理を進めることとしているほか、定型的な費用負担処理が行えない場合の対策等が具体的に記載されており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、イー・アクセスは、エヌ・ティ・ティ・ドコモよりも大規模な社内体制を整備することとし、かつ、当該社内体制における業務分担を明確に記載しており、加えて、外部組織（一般社団法人）を設置して協議の斡旋・仲裁・調停の支援等を行うこととしており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。		
	イー・アクセス & KDDI／沖縄セルラー電話	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、イー・アクセスは、費用と条件の協議を分離し、料金表等を仲介業者に提示して定型的な費用負担の処理を進めることとしているほか、定型的な費用負担処理が行えない場合の対策等が具体的に記載されており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、イー・アクセスは、KDDI／沖縄セルラー電話よりも大規模な社内体制を整備することとし、かつ、当該社内体制における業務分担を明確に記載しており、加えて、外部組織（一般社団法人）を設置して協議の斡旋・仲裁・調停の支援等を行うこととしており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。		
	イー・アクセス & ソフトバンクモバイル	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、イー・アクセスは、費用と条件の協議を分離し、料金表等を仲介業者に提示して定型的な費用負担の処理を進めることとしているほか、定型的な費用負担処理が行えない場合の対策等が具体的に記載されており、ソフトバンクモバイルに比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、社内体制の規模は両者とも同等であるが、イー・アクセスは、当該体制に加え、外部組織（一般社団法人）を設置して協議の斡旋・仲裁・調停の支援等を行うこととしており、ソフトバンクモバイルに比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。		

↓

↓

		エヌ・ティ・ティ・ドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、KDDI／沖縄セルラー電話は、RFID及びMCAそれぞれについて「移行促進連絡会」を設置して具体的に対策を講ずることとしており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、KDDI／沖縄セルラー電話は、エヌ・ティ・ティ・ドコモよりも大規模な社内体制を整備することとしており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ & ソフトバンクモバイル	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、ソフトバンクモバイルは、契約書の雛形を作成するほか、各県・総通局ごとに関係者に対する説明会を実施することとしており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、ソフトバンクモバイルは、エヌ・ティ・ティ・ドコモよりも大規模な社内体制を早期に整備することとし、かつ、当該社内体制における業務分担を明確に記載しており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。
		KDDI／沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	・両者とも、①製造業者、販売店等と協力して協議を行うこと、②専門組織を設置することとしている。 ・①について、ソフトバンクモバイルは、各県・総通局ごとに関係者に対する説明会を実施することとしているのに対し、KDDI／沖縄セルラー電話は連絡会を設置して対策を講じることとしており、この点では同等であるが、ソフトバンクモバイルは、更に契約書の雛形を作成することとしているため、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、迅速な合意形成を図るための具体的な対策に関して優位な点を有するものと評価。 ・②について、ソフトバンクモバイルは、KDDI／沖縄セルラー電話よりも大規模な社内体制を早期に整備することとし、かつ、当該社内体制における業務分担を明確に記載しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、円滑な実施を図るための体制の整備に関して優位な点を有するものと評価。

基準B					
		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
		評価：1点	評価：1点	評価：1点	評価：1点
本開設指針又は平成21年総務省告示第248号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。(開設指針別表第3の3の2(1)) ↓		いずれの申請者も、以下のように、MVNOへの提供に関する計画を有している。			
		1 方法の多様性の観点での記載事項 - 平成24年3月から開始するLTEサービスに先立ち、平成24年1月27日にMVNO標準プランを公表。900MHz帯については公表した内容以外にも、追加を実施。 - MVNO標準プランは、データ通信サービスについては相互接続型（L2接続／L3接続）と卸電気通信役務型（接続型（L2接続／L3接続）と接続不要（OEM）型）を、音声サービスについては卸電気通信役務型を設定し、帯域課金及びID課金等の料金体系を提供。 - MVNO事業者からの要望に応じ、通信速度、料金体系、用途限定等の提供条件について柔軟に対応。 - MNO向けにもネットワークサービスをローミング形態に含む卸役務として提供。 - MVNO事業者SIMフリー端末を提供。	1 方法の多様性の観点での記載事項 - 卸携帯電話サービス約款や、接続約款・技術的条件集・相互接続ガイドブック等を公表。 - 既存周波数帯でのLTEサービスにおいて、卸電気通信役務であるデータプラン型、帯域幅課金型（L2接続／L3接続）及び综合利用型、並びに、相互接続（L2接続、L3接続）による標準プランを設定済。 900MHz帯についても同等の提供条件を策定。 - LTEでの国際インローミングサービスの提供を平成25年度に実施。900MHz帯についても、同周波数帯でLTEサービスを提供する海外の電気通信事業者は、国際インローミングが可能。	1 方法の多様性の観点での記載事項 - MVNO事業者からの要望に応じ、卸電気通信役務や相互接続という形態に関わらずMVNO事業者と協議した上で開放を実施。 - 既存周波数帯でのLTEサービス開始までに、L2接続／L3接続の開放の環境整備を行い、卸電気通信役務を提供する場合の標準プランも公表予定。900MHz帯についても同等の提供条件を策定。 - トラフィック量に応じた従来型の料金体系に加え、帯域幅に応じた料金体系等を設定するとともに、回線基本料相当料金を適正な料金水準で設定。	1 方法の多様性の観点での記載事項 - 卸電気通信役務として、回線卸に加えて帯域卸を標準プランとして提供することとしているほか、相互接続も標準プランとして設定。 - 卸電気通信役務、相互接続それぞれの標準プランを充実させ、従来のL3接続に加えて、L2接続プランとして、データ通信端末の速度制限制御・解除を可能とするGGSN／PGWを、MVNO側に初期調達させる方法だけでなく、レンタルサービスのオプションについても提供。 - SMS通信によりM2M等の通信モジュールを遠隔制御する機能について、SMS制御用の専用線を、パケット交換用データ通信回線（IP-VPN）と統合して提供。
		2 対象の多数性の観点での記載事項 平成34年度に468万契約のMVNO加入者を計画し、計29社（通信サービス市場19社、ソリューションサービス市場7社、融合型サービス市場3社）からMVNO向けサービス（LTE及び900MHz帯割当後のサービス）に対する関心表明書を添付。			2 対象の多数性の観点での記載事項 平成33年に850のMVNO事業者数及び2,900万契約のMVNO加入数を計画し、今後900MHz対応予定の対象として、音声を含めたMVNO事業（提供中4者、商談中5者）、M2M関連領域（提供中32者、商談中13者、実証実験中1者）等の資料を添付。

<用語注>
L2 接続：SGSN／SGW 等のレイヤ2での接続
L3 接続：GGSN／PGW 等のレイヤ3での接続
SGSN：W-CDMA 系の加入者パケット交換機
SGW：LTE 系の加入者パケット交換機
GGSN：W-CDMA 系の中継パケット交換機
PGW：LTE 系の中継パケット交換機

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
他の者よりも計画が優位であること	評価：１点	評価：１点	評価：０点	評価：１点
	対抗的な審査（２者間の総当たりによる審査）の結果は次のとおり。 ・イー・アクセスは、KDDI／沖縄セルラー電話の１者よりも計画が優位。 ・エヌ・ティ・ティ・ドコモは、KDDI／沖縄セルラー電話の１者よりも計画が優位。 ・ソフトバンクモバイルは、KDDI／沖縄セルラー電話の１者よりも計画が優位。 ・イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイルの３者間は同等。			
	イー・アクセス & エヌ・ティ・ティ・ドコモ	・両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しているが、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、平成25年度に計画しているLTEでの国際インローミングサービスを海外の電気通信事業者は利用することが可能であることを明記しており、イー・アクセスに比べて、方法の多様性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・イー・アクセスは、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、計29社からの900MHz帯割当後のMVNOサービスに対する関心表明書を添付しており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、対象の多数性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・上記２点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。 ・なお、イー・アクセスは、MNO向けにもローミング形態を含む卸役務として提供することとしているが、国内向けのローミングサービスについては、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（平成23年12月20日）」において、「あくまでもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする」という2009年の接続ルール答申における整理は、引き続き維持することが適当とされており、優位な点を有するとまで評価することは困難である。また、MVNO事業者がSIMフリー端末を提供することとしているが、携帯電話利用者のSIMロック解除に対する要望に応える観点からは望ましいと考えられるが、他の事業者のSIMカードを差し込んで使用することが、今回割り当てる周波数を使用する特定基地局の利用を促進することに直接つながるとは言えないため、優位な点を有するとまで評価することは困難である。		
	イー・アクセス & KDDI／沖縄セルラー電話	・イー・アクセスは、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、方法の多様性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・イー・アクセスは、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、計29社からの900MHz帯割当後のMVNOサービスに対する関心表明書を添付しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、対象の多数性の観点から、優位な点を有するものと評価。		
	イー・アクセス & ソフトバンクモバイル	・両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しており、方法の多様性の観点から、両者は同等と評価。 ・イー・アクセスは、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、計29社からの900MHz帯割当後のMVNOサービスに対する関心表明書を添付しており、また、ソフトバンクモバイルも、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、今後900MHz対応予定の対象として提供中36者・商談中18者等の資料を添付しており、両者は、対象の多数性の観点から、同等と評価。		

↓

↓

	エヌ・ティ・ティ・ドコモ & KDDI／沖縄セルラー電話	・エヌ・ティ・ティ・ドコモは、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しているとともに、平成25年度に計画しているLTEでの国際インローミングサービスを海外の電気通信事業者は利用することが可能であることを明記しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、方法の多様性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・両者とも、MVNO加入者の増加見通しが明記されておらず、対象の多数性の観点から、同等と評価
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ & ソフトバンクモバイル	・両者とも、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しているが、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、平成25年度に計画しているLTEでの国際インローミングサービスを海外の電気通信事業者は利用することが可能であることを明記しており、ソフトバンクモバイルに比べて、方法の多様性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・ソフトバンクモバイルは、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、今後900MHz対応予定の対象として提供中36者・商談中18者等の資料を添付しており、エヌ・ティ・ティ・ドコモに比べて、対象の多数性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・上記2点から、どちらがより優れているとは言えず、両者の計画は同等と評価。
	KDDI／沖縄セルラー電話 & ソフトバンクモバイル	・ソフトバンクモバイルは、卸電気通信役務及び相互接続それぞれの提供形態において、L2接続及びL3接続の双方の形態の標準プランを計画しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、方法の多様性の観点から、優位な点を有するものと評価。 ・ソフトバンクモバイルは、MVNO加入者の増加見通しを明記し、その根拠として、今後900MHz対応予定の対象として提供中36者・商談中18者等の資料を添付しており、KDDI／沖縄セルラー電話に比べて、対象の多数性の観点から、優位な点を有するものと評価。

基準C					
		イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。(開設指針別表第3の3の2(2))		評価：2点	評価：0点	評価：0点	評価：2点
		今回割当てを行う900MHz帯については、電波の伝搬特性を考慮して、当該周波数と同等な1GHz未満の周波数帯を保有していない、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの2者を評価。			
	割り当て る周波数帯と同等の特性を持つ周波数帯を有していないこと	申請者への割当済周波数帯 ・1.7GHz帯（15MHz幅×2） ＜合計30MHz幅＞	申請者への割当済周波数帯 ・800MHz帯（15MHz幅×2）※1 ・1.5GHz帯（15MHz幅×2）※2 ・1.7GHz帯（20MHz幅×2）※3 ・2GHz帯（20MHz幅×2） ＜合計140MHz幅＞ ※1 平成24年7月25日以降の周波数。 ※2 平成25年度末まで一部の周波数について使用制限あり。 ※3 東名阪地域での利用に限る。	申請者への割当済周波数帯 ・800MHz帯（15MHz幅×2）※1 ・1.5GHz帯（10MHz幅×2） ・2GHz帯（20MHz幅×2）※2 ＜合計90MHz幅＞ ※1 平成24年7月25日以降の周波数。 ※2 平成24年6月1日以降の周波数。	申請者への割当済周波数帯 ・1.5GHz帯（10MHz幅×2） ・2GHz帯（20MHz幅×2） ＜合計60MHz幅＞
	割当済周波数幅に対する契約数の割合が大きいこと	評価：0点	評価：2点	評価：2点	評価：2点
		割当済周波数幅に対する契約数について、当該契約数の全申請者の平均値（34.9万契約/MHz）の高低により判断することとし、以下のように、当該平均値より大きいエヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルの3者を評価。 また、直近（平成23年末）の当該契約数だけでなく、1年前（平成22年末）の当該契約数（平均：31.85万契約/MHz）及び1年後（平成24年末）の当該契約数（平均：38.02万契約/MHz）についても、以下のように検証を実施したが、評価結果は同じであった。なお、参考として、資本関係のある移動通信事業者を申請者と一体とした検証も実施したが、評価結果は同じであった。			
	1 平成23年末時点 ・契約数実績：3,799,539契約※1 ・割当済周波数（計30MHz）当たりの契約数：12.67万契約／MHz 2 平成22年末時点 ・契約数実績：2,923,608契約※1 ・割当済周波数（計30MHz）当たりの契約数：9.75万契約／MHz 3 平成24年末（予測） ・契約数予測：4,675,470契約※2 ・割当済周波数（計30MHz）当たりの契約数：15.58万契約／MHz ※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年末の契約数に、平成22年末からの増加数を加えたもの。	1 平成23年末時点 ・契約数実績：59,624,371契約※1 ・割当済周波数（計140MHz）当たりの契約数：42.59万契約／MHz 2 平成22年末時点 ・契約数実績：57,209,983契約※1 ・割当済周波数（計140MHz）当たりの契約数：40.86万契約／MHz 3 平成24年末（予測） ・契約数予測：62,038,759契約※2 ・割当済周波数（計140MHz）当たりの契約数：44.31万契約／MHz ※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年末の契約数に、平成22年末からの増加数を加えたもの。	1 平成23年末時点 ・契約数実績：34,297,871契約※1 ・割当済周波数（計90MHz）当たりの契約数：38.11万契約／MHz 2 平成22年末時点 ・契約数実績：32,527,350契約※1 ・割当済周波数（計90MHz）当たりの契約数：36.14万契約／MHz 3 平成24年末（予測） ・契約数予測：36,068,392契約※2 ・割当済周波数（計90MHz）当たりの契約数：40.08万契約／MHz ※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年末の契約数に、平成22年末からの増加数を加えたもの。	1 平成23年末時点 ・契約数実績：27,835,327契約※1 ・割当済周波数（計60MHz）当たりの契約数：46.39万契約／MHz 2 平成22年末時点 ・契約数実績：24,399,945契約※1 ・割当済周波数（計60MHz）当たりの契約数：40.67万契約／MHz 3 平成24年末（予測） ・契約数予測：31,270,709契約※2 ・割当済周波数（計60MHz）当たりの契約数：52.12万契約／MHz ※1 電気通信事業報告規則による報告値。 ※2 平成23年末の契約数に、平成22年末からの増加数を加えたもの。	

	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
基準への適合の度合いが高いこと。 (開設指針別表第3の3)	評価：8点	評価：5点	評価：5点	評価：9点
	基準Aから基準Cまでの結果をとりまとめ、合計点数を評価する。			
	基準A 1点（計画を有する） 3点（他の3者より計画が優位）	基準A 1点（計画を有する） 0点	基準A 1点（計画を有する） 1点（他の1者より計画が優位）	基準A 1点（計画を有する） 2点（他の2者より計画が優位）
	基準B 1点（計画を有する） 1点（他の1者より計画が優位）	基準B 1点（計画を有する） 1点（他の1者より計画が優位）	基準B 1点（計画を有する） 0点	基準B 1点（計画を有する） 1点（他の1者より計画が優位）
	基準C 2点（特定の周波数帯を有しない） 0点	基準C 0点 2点（契約数の程度が大きい）	基準C 0点 2点（契約数の程度が大きい）	基準C 2点（特定の周波数帯を有しない） 2点（契約数の程度が大きい）

以上のように、ソフトバンクモバイルが最高点を獲得しており、競願時審査基準（第3基準）への適合の度合いが最も高いため、開設指針第6項第4号の規定により、同社の開設計画を認定することとし、イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話の開設計画についてはそれぞれ認定を拒否することとする。

また、ソフトバンクモバイルの開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨及び審査結果等を踏まえ、次の条件を付することとする。
 <認定の条件>

- 1 3. 9世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に取り組むこと。
- 2 終了促進措置の実施に関して、対象免許人等との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 3 電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 東日本大震災による被害や多発する携帯電話の通信障害にかんがみ、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。